

伊根町告示第9号

伊根町森林整備計画を樹立したいので、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第7項の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、当該計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、伊根町長に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和8年2月9日

伊根町長 吉本 秀樹



1. 伊根町森林整備計画の案の縦覧期間

令和8年2月9日から令和8年3月10日まで

2. 伊根町森林整備計画の案の縦覧場所

伊根町役場地域整備課内

伊根町ホームページ